平成２６年（フ）第１２１０６号
東京都世田谷区尾山台２丁目７―17　中島方102
債務者　小玉　玲実（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５０９号
東京都葛飾区西水元５丁目９―５―304
債務者　小浜　行子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５７２号
東京都江戸川区上篠崎１丁目20―11―105
債務者　伊藤　幸太
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６４７号
東京都新宿区上落合３丁目15―４―105
債務者　加藤　信明
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２８４０号
東京都世田谷区梅丘２丁目８―11―102
債務者　尾形　　敏
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第４号
鹿児島県枕崎市松之尾町64番地
破産者　日之出水産有限会社
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第５号
鹿児島県枕崎市松之尾町64番地
破産者　有限会社日之出水産運輸
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第１７７号
沖縄県那覇市宮城１―16―８　１階、登記簿上の住所福岡県福岡市城南区東油山５丁目１番29―305号
破産者　有限会社燦陽華
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１０６４号
北海道石狩市花川南１条６丁目162番地１
破産者　株式会社フレッシュマート
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５５９号
仙台市若林区沖野７丁目34番18号―105号
破産者　株式会社エムエープランニング
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
山形市七日町４丁目15番20号
破産者　株式会社フレスコ東北
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０１号
山形市清住町３丁目10番12号
破産者　株式会社山形レジャー企画
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６号
栃木県那須塩原市石林841番地176、前住所岩手県気仙郡住田町下有住字中上71番地６　中上第一町有住宅４号
破産者　石崎トヨ子
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第１０４号
群馬県太田市新田嘉祢町150番地13
破産者　山田建設板金工業有限会社
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第５４８号
埼玉県上尾市大字瓦葺1352番地の１
破産者　株式会社八十八
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３８６号
川崎市宮前区平４丁目20番９号
破産者　大和通商株式会社
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
愛知県一宮市下川田町１丁目21番地の１
破産者　有限会社クローバー
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１３０６号
名古屋市中村区香取町１丁目52番地
破産者　鳥居工業株式会社
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４８３号
愛知県豊明市間米町鶴根1072番地242
破産者　クリーンワールド株式会社
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６１８号
名古屋市守山区森孝東２丁目801番地
破産者　株式会社愛晃
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部